

# 意見書案第3号

## 日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成30年3月23日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 〃 柴田芳信

〃 〃 田中多輝子

## 日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書

今、自民党では2018年中の憲法改定決議についての議論を急いでいます。

報道によりますと、自民党内では、憲法第9条の1・2項に3項を付け加え、自衛隊を明記する案の①案と、2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する案の②案の二つが併記された「憲法改正に関する論点とりまとめ」が出版されています。

一見すると、現憲法の1・2項を残した①案の方が、よりましたかと思われがちですが、現条項に3項を付け加えますと、「後法は前法に優位する」という法の原則から、1・2項が死文化します。また、自民党内では、とりあえず①案で可決させ、次に②案提出という段階論の声も聞かれます。

①案の提出にあたっては、今と何も変わらないことが盛んに強調されます。しかし、変わらないのであれば、何も変える必要はないと思います。

いずれにしても憲法9条は、あの先の大戦の反省からもう2度と戦争はしないという我が国の戦後世界に対する約束であり、戦後の新たな出発点である貴重な条文です。何も、急いで現憲法を変える必要はないと思います。

現に、現憲法施行からのこの71年間、我が国は、一人の国民も一人の外国人も殺し殺されることがなかったことは、大国としては稀有であり、世界に誇れる現憲法の偉大な成果です。

北朝鮮との危機が取りだたされ、そのことから憲法改定の必要性が盛んに議論されますが、我が国のこういった態度が逆に北朝鮮の核開発に拍車をかけさせる結果を招いています。

我が国は、憲法を変えるのではなく、憲法9条を生かした、対話による平和路線に徹底し、アメリカと北朝鮮の橋渡しの役を担うべきだと思います。

以上により、憲法第9条の改定発議をしないことを求め、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年3月23日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様